

28年度より 保護士の試験要項が変更

平成 28 年度より個人情報保護士認定試験の試験要項が変わります

現在、個人情報保護法改正案が衆議院を通過して参議院で審議中ですが、改正法は近年にも施行されると思われます。また、昨年の大規模な個人情報漏洩事件を契機にガイドラインも大きく変更されており、これらを出題や学習に反映させる必要が有ります。

一方、本年 10 月より個人番号がすべての国民に付番・通知され、いよいよ 28 年 1 月よりマイナンバー制度の運用が開始されます。個人情報保護法の特別法であるところの、いわゆるマイナンバー法は、個人情報保護法制のなかでも極めて重要な課題となってきます。

今後、個人情報保護士の役割は益々重要となってまいります。同時に、同認定試験も時代の要請に応えるべく制度や試験内容の拡充に努めて行かなくてはなりません。

具体的には、試験の内容に個人情報保護法の改正やガイドライン改正の対応を行い、また、マイナンバー法にかかる設問を、相当量を組み込まなければならない状況にあります。

現在、協会の実行委員会はこれらの対策として、問題数の増量と、試験時間の延長を検討しており、年内までに最終決定を予定致しております。現在案の問題数及び制限時間等は次の通りです。

個人情報保護士認定試験の試験要項の変更案骨子

(1) 課題構成

現在の課題構成

課題Ⅰ 個人情報保護の総論

課題Ⅱ 個人情報保護の対策

変更案の課題構成

課題Ⅰ 個人情報保護の総論

課題Ⅱ マイナンバー法の総論

課題Ⅲ 個人情報保護の対策

(2) 問題数

現在の問題数 100 問

変更案の問題数 120 問

(3) 制限時間

現在の制限時間 2 時間

変更案の制限時間 2 時間 30 分

※別途実施されるマイナンバー実務検定 1 級合格者は、課題Ⅱ（マイナンバー法の総論）が免除となる予定です。

※平成 28 年 3 月実施の、第 42 回個人情報保護士認定試験までの合格者の資格が、試験要項変更後の資格と異なることは、将来に亘ってありません。